

第3 行審法による不服申立て

1. 概 要

行政庁の処分又は不作為に不服のある者は、労審法の定めるところにより不服申立てができる処分（第2の2に示された処分）以外のものについては行審法の定めるところによって、不服申立て（審査請求）をすることができる。

この不服申立てがあったときは、関係行政庁は必要に応じ、以下に述べる措置をとらなければならない。

不服申立ての手続きは、労審法による審査請求の場合とほぼ同様であるが、行審法による不服申立てに特有な手続は次のとおりである。

2. 処分についての審査請求

(1) 総 代

同一の事実又は法律上の原因に基づく処分について、多人数が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選して審査請求をすることができ、もし、総代を互選しない場合において、必要があると認めたときは、行審法第9条第1項の規定により審査庁から指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。この場合、総代の資格を証明する書面を提出させ、また、資格を喪失したときは、書面でその旨を届け出せなければならない。

総代は、各自、他の審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ、他の審査請求人は総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができ、

審査庁が審査請求人に対してする通知その他の行為は、1人の総代に対してすれば足りる。また、審査請求人は、必要があると認めたときは、いつでも総代を解任することができる（行審法第11条）。

(2) 処分についての審査請求の対象となる処分及び審査庁

審査庁は、処分をした行政庁の最上級行政庁である（行審法第4条）。

同法により審査請求の対象となる処分（労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する処分は省略）及びその審査庁は、おおむね次のとおりである。

法律		規則	処分	審査庁
1	第4条第4項	第2条第1項	通貨以外のもので支払われる賃金の範囲の決定及びその取消し	厚生労働大臣
2	第4条第5項	第2条第2項	通貨以外のもので支払われる賃金の評価額の決定及びその取消し	厚生労働大臣
3	第6条第1号の3	第71条	日雇労働被保険者任意加入の認可申請に対する不認可及び認可の取消し	厚生労働大臣
4	第10条の4第3項		不正受給に係る返納金の督促及び滞納処分	厚生労働大臣
5	第43条第2項	第74条	日雇労働被保険者資格継続の認可申請に対する不認可及び認可の取消し	厚生労働大臣
6	第44条	第73条第1項	日雇労働被保険者手帳の不交付及び交付の取消し	厚生労働大臣
7	附則第2条第2項及び徴収法附則第2条第1項	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）附則第2条第1項	任意加入の認可申請に対する認可及び不認可並びに認可の取消し	厚生労働大臣
8	附則第2条第2項及び徴収法附則第4条第1項	徴収則附則第3条第1項	保険関係消滅の認可申請に対する認可及び不認可並びに認可の取消し	厚生労働大臣
9	国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条		失業者の退職手当支給に関する処分	厚生労働大臣

（注）本表において、特に断りのないものは、法律は雇用保険法、規則は雇用保険法施行規則を示す。

(3) 処分についての審査請求の方式

処分についての審査請求をするときは、必ず行審法第 19 条に規定する事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

口頭により、処分についての審査請求をすることはできない。

(4) 処分についての審査請求期間

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができない。

なお、法的安定性を図る必要上、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分のあったことを知らなかったとしても、審査請求をすることができない（行審法第 18 条）。

(5) 口頭意見陳述

審理は、処分についての審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。口頭意見陳述に際し、申立人は、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる（行審法第 31 条）。

審理員は、審理のため必要があると認めるときは、参考人にその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求め（同法第 34 条）、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を命じ（同法第 33 条）、必要な場所について検証を行う（同法第 35 条 1 項）等、証拠資料を収集し、迅速的確に審理を行わなければならない。

(6) 裁決の内容

裁決には、審査請求却下、審査請求棄却及び審査請求容認のあることは労審法による審査請求の場合と同様であるが、審査請求内容の裁決については、次の点に留意すること。

イ 審査庁は、処分についての審査請求に理由があるときは、裁決で当該処分を変更することができる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁、又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。また、審査請求人の不利益に変更することはできない（行審法第 46 条第 1 項、同法同条第 48 条）。

審査庁は、審査請求に係る処分が違法又は不当であるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利害に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえで、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、当該審査請求を棄却することができるものであるが、この場合には、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない（行審法第 45

条第3項)。

(7) 処分についての審査請求があった場合の処分庁の措置

処分についての審査請求について、審理員から弁明書の提出を求められたときは、弁明書(第2の7の(5)のロ参照)を作成し、審理員に提出しなければならない(行審法第29条第2項)。

また、処分庁は、当該処分の理由となった事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる(行審法第32条)。

(8) 処分についての審査請求があった場合の審査庁の措置

審査庁は、処分についての審査請求の対象となる処分について不服のある者あるいは疑問のある者から質問を受けた場合は、第2の9の(1)に準じて指導解決を試みることができるが、処分についての審査請求があった場合は、遅滞なく、審理を行い裁決をしなければならない。事案の処理状況の記録等の方式については、第2の9の(2)のイ、ロ及びハに準ずること。

なお、処分についての審査請求手続は労審法による審査請求の場合とほぼ同様であるが、審査庁は処分についての審査請求の受理、審理及び裁決を行うにあたり、次の点に留意すること。

イ 処分についての審査請求は、行審法以外の法律に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならないものであるから、口頭での処分について審査請求があった場合は、審査請求をする意思があるか否かを確かめたうえ、これを行う場合には審査請求書を提出させるよう指導すること。

ロ 審査請求の受理に当たっては、当該審査請求書が行審法第19条に掲げる要件等を満たしているか否かを審査し、必要であれば補正(第2の6の(2)参照)を命じたうえで受理すること。

審査請求書の書式は任意であるが、審査請求が頻繁に行われる可能性がある等の場合には、審査庁となるべき行政庁は、あらかじめ適宜の様式を印刷し、備え付けておくことが望ましい。

ハ 審査庁は、審査請求書を受理したときは、審査請求書の副本を処分庁に送付するとともに、当該処分庁に対し、原則として、相当の期間を定め弁明書の提出を求めることとすること。

なお、必要であればその都度報告を求めることは差し支えない。

弁明書の提出があったときは、審理員は、これを処分についての審査請求人及び参加人に送付しなければならない(行審法第29条第5項)。

ニ 審理は、処分についての審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない(行審法第31条第1項)。

ホ 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、審査請求人、参考人による陳述の聴取、検証、審査請求人及び参加人の審尋等を行わせることができる(行審法第9条第4項)が、審査庁となるべき行政庁は、あらかじめ不当任務に当たるべき職員を指定しておくこととし、処

分についての審査請求が提起された際、円滑な審理を行い得るよう措置すること。

へ 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認めるときは、当該処分についての審査請求人の申立てにより又は職権での処分の効力、処分の執行又は手続きの続行の全部又は一部の停止その他の措置をとることができる（行審法第 25 条）が、執行停止を行うに当たっては特に慎重に期することとし、事前に本省に連絡しその指示を受けること。

3. 不作為についての審査請求

(1) 概 要

事業主、被保険者、受給資格者からの法令に基づく申請に対し、安定所長等、歳入徴収官、都道府県労働局長、審査官、審査会及び厚生労働大臣（以下この項目において「行政庁」という。）が、相当の期間内に当該申請に基づく処分又は決定若しくは裁決その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしない（行政庁の不作為。（2）参照。）場合は、申請をした者は、当該不作為についての審査請求をすることができる（行審法第 3 条）。

(2) 不作為及び審査請求をすべき行政庁

行政庁の不作為とは、行政庁が、事業主、被保険者及び受給資格者からの法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきであるにもかかわらず、これをしないことをいう。

相当の期間とは、社会通念上当該申請を処理するのに必要とされている期間をいい、処分の性質及びその具体的な実態に即して判断すべきものである。

なお、不服申立期間の制限はない。

審査請求をすべき行政庁は 2（2）に同じ。

(3) 不服申立人

不作為についての不服申立てをすることができる者は、当該不作為に係る処分、決定、裁決その他の行為を申請した者である。

(4) 不服申立ての方式

不作為についての審査請求は、次の事項を記載した審査請求書を、それぞれ不作為に係る行政庁又はその最上級行政庁に提出しなければならない（行審法第 19 条）。

イ 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日

ハ 審査請求の年月日

なお、2 の(1)参照。

(5) 処分についての審査請求に関する規定の準用

不作為による審査請求については、処分についての審査請求に関する規定の多くが準用されている結果、その手続は、処分についての審査請求の場合とほぼ同様である。

(6) 不作為に係る審査庁の措置

イ 審査請求が不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する（行審法第49条第1項）。

なお、ここで不適切な審査請求とは、当該不作為処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合、当該審査請求が当該不作為に係る申請をした者以外の者からなされたものである場合、当該審査請求に係る処分についての法令に基づく申請がなされていない場合等における不服申立てをいう。

ロ 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する（同条第2項）。

ハ 審査請求について理由があると認めるときは、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言し、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、以下のとおり必要な措置をとる（同条第3項）。

① 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

② 不作為庁である行政庁 当該処分をすること。

ニ 以上のほか、2の(8)（へ及びトを除く。）に準ずる。

第4 行政事件訴訟

1. 概 要

雇用保険関係業務に関する安定所長等、歳入徴収官若しくは都道府県労働局長の処分若しくは不作為又は審査請求若しくは再審査請求に対する歳入徴収官、都道府県労働局長、厚生労働大臣、審査官若しくは審査会の裁決(決定を含む。以下同じ。)若しくは不作為について、不服のある者からの訴えの提起があった場合は、処分又は裁決をした行政庁は、以下の点に留意の上、所要の措置を講じなければならない。

2. 取消訴訟

(1) 審査請求前置主義

処分の取消しの訴えは、法律に特別の定めがあるときは、直ちに提起することはできない(行訴法第8条第1項ただし書)。

すなわち、第2の1に示された雇用保険関係業務に係る処分についての取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後でなければ提起することができない(雇保法第71条。なお、激甚災害法第25条第2項に規定する確認に関する処分については同条第8項参照)。

なお、第2の1に示された雇用保険関係業務に係る処分については、次の各号いずれかに該当するときは審査官の決定を経ないで訴えを提起することができる(行訴法第8条第2項)。

イ 審査請求がされた日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

ハ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(2) 原告適格

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)を提起することができる者は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者をも含む。)に限る(行訴法第9条)。

なお、法律上の利益を有する者については第2の5の(1)のイ参照。

(3) 取消しの理由の制限

処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、処分の違法を理由として、裁決の取消しを求めることはできない(行訴法第10条第2項)。

(4) 被告適格

取消訴訟の被告となるのは、処分又は裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体であり、処分又は裁決をした行政庁は、次のとおりである。

イ 処分の取消しの訴えにあつては、処分をした安定所長等、歳入徴収官及び都道府県労働局長

ロ 裁決の取消しの訴えにあつては、裁決をした都道府県労働局長、厚生労働大臣、審査官及び審査会

なお、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に継承されたときは、その権限を継承した行政庁が処分又は裁決をした行政庁となる。

処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合は当該行政庁を被告とし、被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体が被告となる。

処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する（行訴法第 11 条）。

(5) 管 轄

取消訴訟は、原則として、以下のいずれかの裁判所に提起する。

イ 被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所

ロ 処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所

ハ 国、独立行政法人等を被告とする取消訴訟については、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（以下「特定管轄裁判所」という。）（行訴法第 12 条。なお、裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 24 条及び第 33 条第 1 項参照）。

また、特定管轄裁判所に取消訴訟が提訴された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該地の裁判所又は上記イ、ロに定める裁判所に移送することができる（行訴法 12 条）。

なお、取消訴訟と、これに関連する訴訟が別個の裁判所に係属するときは、その関連する訴訟の移送を生ずることがある（行訴法第 13 条）。

(6) 出訴期間

イ 取消訴訟を提起することができるのは、処分又は裁決があつたことを知った日から起算して 6 箇月以内である（6 箇月を経過した場合であつて、正当な理由があるときを除く。）（行訴法第 14 条第 1 項）。

すなわち、第 2 の 1 に示された雇用保険関係業務に係る処分について取消訴訟を提起する場合は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定があつたことを知った日から起算して 6 箇月以内に提起しなければ

ばならない。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査会の裁決を経る前、又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない。

なお、処分又は裁決があったことを知った日については、第2の5の(2)のロ参照。

ロ また、取消訴訟を提起することができるのは、決定又は裁決があったことを知った日の如何にかかわらず、決定又は裁決のあった日から1年以内(1年を経過した場合であつて、正当な理由があるときを除く。)である(行訴法第14条第2項)。

ハ なお、イ及びロの期間の起算につき、行訴法第14条第3項参照。

(7) 行政庁の訴訟参加

訴訟の対象になっている処分又は裁決については、処分又は裁決をした行政庁以外にもこれに関係する行政庁(例えば、A安定所長が行った不正受給処分において、A安定所長から、不正受給の事実の有無について依頼を受け、その調査に当たったB安定所長)があり、しかもこれら関係行政庁が訴訟に参加することにより、訴訟資料が豊富となり、適正な審理裁判の実現に寄与するところが少なくない。

したがって、裁判所は、これら行政庁を訴訟に参加させる必要があると認めたときは、当事者若しくはこれら行政庁の申立てにより又は職権で、あらかじめ当事者及びこれら行政庁の意見を聴いたうえで、決定をもって、その行政庁に対し訴訟に参加することを命ずることができることとされている。

参加行政庁は、参加時における訴訟の程度に従って、攻撃または防禦の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起その他一切の訴訟行為をすることができるものである(行訴法第23条参照)。

(8) 訴えの提起と行政処分の執行停止

処分の取消しの訴えの提起があつても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行は妨げられない(行訴法第25条第1項)。

ただし、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所により当該処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部を停止されることがある(同条第2項)。

(9) 終局判決の内容

終局判決には、請求却下の判決、請求棄却の判決及び請求容認の判決がある。

また、裁決の場合と同様に、特別の事情により請求を棄却するいわゆる事情判決のなされることがある(行訴法第31条第1項。なお、第3の2の(6)参照。)。

ただし、事情判決については、その他の訴訟(第4の3)においてはしない。

(10) 取消判決の拘束力

処分又は裁決をした行政庁とその他の関係行政庁は、その事件について、処分又は裁決を取り消す旨の確定判決に拘束される（行訴法第 33 条第 1 項）ものであるから、当該処分又は裁決をした行政庁は、以後その事件については当該判決の趣旨に従い、改めて処分又は裁決を行わなければならない。

なお、当該判決は、その事件について、当該判決理由によってのみ処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束するものであるから、行政庁は、裁判所が違法であるものとしたものとは別の理由又は資料に基づいて、同一の処分又は裁決をすることができる。

(11) 訴えの提起と処分又は裁決をした行政庁の措置

適法な訴えが提起された場合には、裁判所から法務省（法制局若しくは地方法務局の訟務部門を含む。以下同じ。）に訴状の副本、答弁書の提出命令及び通常は第 1 回の準備手続期日の呼出状が送達される。

イ 法務省より訴訟の係属が通知され、訴状の副本等の送付があった場合の処分又は裁決をした行政庁の措置

(イ) 訴状の副本等の送付があったときは、処分又は裁決をした行政庁は、答弁書を作成し、所定期日内に事件を担当する法務局又は地方法務局の訟務担当部署に提出しなければならない。

答弁書とは、準備書面のうち、特に訴状に記載された原告の基本的な主張に対応する被告の基本的主張の要点を記載した書面をいい、この答弁書には、まず、原告の主張の認否及び証拠の認否等を記載するものである。

(ロ) 処分又は裁決をした行政庁の基本的主張の詳細は、準備手続期日に準備書面（口頭弁論において陳述しようとする事項を、予告的に記載して裁判所に提出する書面）に記載して提出することになる。

準備手続とは口頭弁論における審理特に証拠調べを集中的に行えるようにするために、争点の確定と証拠の整備を目的とする単独の裁判官が主宰する弁論の予備手続をいう。

(ハ) 行政庁を当事者とする訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 22 年法律第 194 号）第 6 条の規定により、行政庁は法務大臣の指揮を受けることになるから、法務省より訴訟の係属が通知され訴状の副本等の送付があったときは、事件を担当する法務局又は地方法務局の訟務担当部署に遅滞なく連絡し、その指示に従って行動すること。

(ニ) 訴訟の遂行に当たる指定代理人には、原則として、安定所長等が処分又は裁決をした行政庁であるときは、訴訟の対象となった処分に係る主管課長（都道府県労働局雇用保険主管課と協議すること。）とし、歳入徴収官及び都道府県労働局長が処分又は裁決をした行政庁であるときは、都道府県労働局雇用保険主管課長及び主管係長を、それぞれ指定すること。

(ホ) 訴えが提起されたときは、遅滞なく証拠資料を収集整理し、一件書類として編綴しておくこと。

なお、本省に事件の概要を報告することとし、特に複雑重要なものについては、本省の指示を受けること。

ただし、指定代理人は訴訟の遂行を担当するという観点から、単に法令の解釈であるという理由のみで本省に安易に判断を仰ぐのではなく、裁判の争点に係る担当検事の問題意識等について担当検事等とすり合わせを行うとともに、担当検事に対してどのような説明を行なったか、担当検事からどのような質問を受けたかについて書面に記載した上で、本省に照会を行うことが前提である。

ロ 判決があった場合の措置

(イ) 判決があったときは、判決の内容の如何にかかわらずその写しを本省に送付すること。

(ロ) 原処分を取り消す判決があったときは、速やかに、その写しを本省に送付し（その際、事件を担当した法務局又は地方法務局の見解を簡単に付記すること。）、上訴の提起等、当該判決に対する措置について本省の指示を受けること。

ハ 行政庁の訴訟参加について

処分又は裁決をした行政庁が、(7)に該当する行政庁があると思料するときは、事件を担当する法務局又は地方法務局の訟務担当部署に連絡し、その指示を受けること。

3. その他の訴訟

(1) 原告適格

イ 無効等確認の訴えを提起することができる者は、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者(第2の5の(1)のイ参照)で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達成することができないものに限る（行訴法第36条）。

ロ 不作為の違法確認の訴えを提起することができる者は、処分又は裁決についての申請をした者に限る（行訴法第37条）。

(2) 被告適格

その他の訴訟の被告となるのは、処分又は裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体であり、処分又は裁決をした行政庁は、次のとおりである。

イ 無効等確認の訴えにあつては、処分又は裁決をした安定所長等、歳入徴収官、都道府県労働局長、厚生労働大臣、審査官及び審査会

ロ 不作為の違法確認の訴えにあつては、不作為に係る行政庁たる安定所長等、歳入徴収官、都道府県労働局長、厚生労働大臣、審査官及び審査会

なお、2 の(4)のなお書以降参照のこと。

(3) その他

イ 無効等確認の訴えについては、2 の(3)、(5)及び(7)から(11)までに準ずる(行訴法第38条)。

ロ 不作為の違法確認の訴えについては、2 の(3)、(5)、(7)及び(9)から(11)までに準ずる(行訴法第38条)。

第 5 審査請求関係事務様式（参考）

参考様式 NO. 1

（審査請求の補正命令書 審査請求人あて）

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

審査請求人 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求の補正命令書

貴殿から平成 年 月 日付けでなされた雇用保険審査請求について、不適法と認められる点がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり補正を命じます。

なお、期限までに補正をしないときは、同法第 11 条第 2 項の規定により、審査請求を却下することがありますので、念のため申し添えます。

記

1 補正を命じる事項

2 期限等

（1）補正の期限

平成 年 月 日（ ）

（2）提出先

〇〇労働局雇用保険審査官

（3）提出方法等

郵送又は持参

3 留意事項

（1）期限までに提出すること

（2）不明な点があれば上記 2（2）まで連絡すること

参考様式 NO.2

(審査請求の移送通知書 審査請求人あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

審査請求人 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求の移送通知書

貴殿より平成 年 月 日付けで提出された雇用保険審査請求を下記のとおり移送しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定により通知します。

記

1 事件名

2 移送先

〇〇労働局雇用保険審査官

3 留意事項

参考様式 NO. 3

(審査請求の受付等通知書 原処分庁・
利害関係者・参与あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求の受付等通知書

雇用保険審査請求を受け付けましたので、労働保険審査官及び労働
保険審査会法第13条第1項の規定により、通知します。

つきましては、貴職の意見書等を提出してください。

記

1 審査請求

(1) 審査請求人

(2) 審査請求の要旨

(3) その他

2 意見書等の提出

(1) 提出期限

平成 年 月 日 ()

(2) 提出先

〇〇労働局雇用保険審査官

(3) 提出方法等

郵送又は持参

(4) その他

参考様式 NO. 4

(意見聴取期日要請書 審査請求人・原処分庁・利害関係者あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

審査請求手続の申立てに関する意見聴取の実施について

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第16条の2第1項の規定により審査請求の手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

- 1 期日
平成 年 月 日 ()
- 2 場所
- 3 携行品
 - (1) 本状
 - (2) 印鑑
 - (3) 本人であることが確認できるもの
- 4 留意事項
 - (1)
 - (2)
 - (3)

参考様式 NO. 5

(審理手続期日等通知書 審査請求人・原処分庁・利害関係者あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

審査請求手続の期日等及び終結予定時期について（通知）

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）第 16 条の 2 第 3 項の規定により、審査請求手続の期日及び場所並びに審査請求手続の終結予定時期について、下記のとおり決定したので、通知する。

記

- 1 審査請求手続の期日及び場所
平成 年 月 日 ()
- 2 審査請求手続の集結予定時期
平成 年 月下旬

参考様式 NO.6-1

(立会審理期日通知書 審査請求人あて)

平成〇〇年〇番第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

立会審理期日通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求について、下記のとおり当事者立会審理を行いますので通知します。

貴殿は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条の2の規定により意見を述べること、同法第13条の3第4項の規定により、原処分をした公共職業安定所及び地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長（以下「原処分安定所長等」といいます。）に対して質問することができますので出頭してください。

また、原処分安定所長等への質問がある場合には、下記4の提出期限までに、文書により質問を提出してください。

なお、円滑な審理の進行の妨げとなると審査官が判断した場合には、質問の許可を取り消すことがあります。

記

- 1 期日
平成 年 月 日 ()
- 2 場所
- 3 携行品
 - (1) 本状
 - (2) 印鑑
 - (3) 本人であることが確認できるもの
- 4 原処分安定所長等への質問の提出期限
平成 年 月 日 ()
- 5 留意事項
 - (1)
 - (2)
 - (3)

参考様式 NO. 6-2

(立会審理期日通知書 原処分庁あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

立会審理期日通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求について、
下記のとおり当事者立会審理を行いますので通知します。

貴殿は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条の2の規定
により、意見を述べることができますので出頭してください。

記

1 期日

平成 年 月 日 ()

2 場所

3 携行品

(1) 本状

(2) 印鑑

(3) 本人であることが確認できるもの

4 留意事項

(1)

(2)

(3)

参考様式 NO. 7

(参考人呼出状 (通知) 審査請求人・利害関係者・
利害関係者以外あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求事件の審理における参考人出頭について

(通知)

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求事件の審理
において、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1
号の規定に基づき、貴殿に対して参考人としてお聴きします(参考人
審問)ので、下記のとおり出頭してください。

記

- 1 期日
平成 年 月 日 ()
- 2 場所
- 3 審問予定事項
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 4 携行品
 - (1) 本状
 - (2) 印鑑
 - (3) 本人であることが確認できるもの
- 5 留意事項
 - (1)
 - (2)
 - (3)

参考様式 NO.8

(報告命令書(通知) 審査請求人・利害関係者あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求事件の審理のための照会について(通知)

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求事件の審理のため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

記

1 照会事項

- (1)
- (2)
- (3)

2 報告先

〇〇労働局雇用保険審査官

3 報告期限

平成 年 月 日 ()

4 報告方法

郵送又は持参

5 留意事項

- (1)
- (2)
- (3)

参考様式 NO.9

(文書その他の物件の提出命令書(通知)
審査請求人・利害関係者あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求事件の審理のための物件の提出について

(通知)

平成 年 月 日付けで提出のあった雇用保険審査請求事件の審理のため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり物件の提出を命じます。

記

1 提出を求める物件

(1)

(2)

(3)

2 報告先

〇〇労働局雇用保険審査官

3 報告期限

平成 年 月 日 ()

4 報告方法

郵送又は持参

5 留意事項

(1)

(2)

(3)

参考様式 NO. 10

(立入検査通知書 関係事業所等あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求に係る立入検査通知書

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第4号の規定により、立入検査を行いますので、下記のとおり通知します。

記

参考様式 NO. 11

(関係事業所等への立入検査通知書
審査請求人・利害関係者あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求に係る関係事業所等への立入検査通知書

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第4号の規定により、立入検査を行いますので、下記のとおり通知します。

記

提出書類等の閲覧等請求書

〇〇労働局雇用保険審査官 殿

平成 年 月 日

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり審査関係者が提出した書類の閲覧等を求めます。

記

- 1 閲覧等を求める提出書類情報（書類が一件ごとに特定できるよう具体的に記載してください）

- 2 求める閲覧等の実施方法

ア又はイに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の希望日を記載してください。

ア 審査官が指定した場所における閲覧を希望する。

＜実施の希望日＞平成 年 月 日

イ 写しの交付を希望する（※）。

※ 郵送による交付を希望する場合は、別途送付に係る費用を郵便切手等でお支払いいただきます。

- 3 （上記 2 で「イ」を選択した方）交付を希望する場合の方法

ア又はイに〇印を付してください。

ア 証拠書類がカラーの場合は、該当ページをカラー印刷する。

イ 全て白黒で印刷する。

※ 用紙 1 枚につきカラー印刷は 20 円、白黒印刷は一枚 10 円の手数料がかかります。また、両面の場合は 2 枚分の手数料がかかります。

- 4 （上記 2 で「イ」を選択した方）交付に伴う手数料の減免について

「経済的困難その他特別な理由」により手数料を納付する資力がない場合は、上記 1 で特定した書類 1 件当たり 2 千円を限度として手数料を減額し、又は免除することが可能です。手数料の減額又は免除を希望する場合にはアに〇印を付して、イにその理由を記載し、当該事実を証明する書類を添付してください。

ア 手数料の減額又は免除を希望する。

イ 手数料の減額又は免除を希望する理由（具体的に記載してください）。

[]

(閲覧等請求者) 殿

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

提出書類等の閲覧等の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった文書の閲覧等については、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）第 16 条の 3 の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 閲覧等を決定した提出書類情報

--

2 閲覧等を拒否する提出書類及びその理由

--

3 閲覧等の実施方法

① 閲覧を希望する場合

期間：〇月〇日から〇月〇日まで（土日、祝祭日を除く）

時間：

場所：

② 写しの交付を希望する場合の方法について

手数料 円

③ 郵送により写しの交付を希望する場合

送付に要する費用（見込額） 円

4 交付に伴う手数料の減免について

※ 手数料の減額又は免除を行うことを決定しました。 減免額 円

※ 手数料の減額又は免除を行わないことを決定しました。

（理由）

--

参考様式 NO. 14

(提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書
審査請求人・利害関係者・参与あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

提出書類等の閲覧等について

(事件番号)雇用保険審査請求に関して、(審査請求人又は参加人) 〇〇 〇〇から、貴殿(貴庁)の提出書類等について、下記のとおり閲覧及び写し等の交付の請求を受けたことから、労働保険審査官及び労働保険審査会法(平成26年法律第68号)第16条の3第2項の規定により、当該閲覧及び写し等の交付を行うことについての貴殿の意見を聴取するので、同封の回答書に必要な事項を記載して、平成〇年〇月〇日までに提出すること。

なお、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿(貴庁)の意見と異なる場合があることに留意すること。

記

- 1 閲覧の請求があった提出書類等
- 2 写し等の交付の請求があった提出書類等

参考様式 NO. 15

(提出書類等の閲覧等に関する意見回答書
審査官あて)

平成 年 月 日

〇〇労働局雇用保険審査官 殿

〇〇 〇〇

提出書類等の閲覧等について (回答)

平成〇年〇月〇日付け〇審第〇号をもって照会のあった、(事件番号)雇用保険審査請求に関して、(審査請求人又は参加人)〇〇 〇〇から請求のあった、私(当庁)の提出書類等に対する閲覧及び写し等の交付についての意見を、下記のとおり回答する。

記

1 提出書類〇〇

閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

2 提出書類△△

閲覧及び写し等の交付を行うことは、・・・により、認めるべきではない。ただし、△△のうち、□□に関する箇所を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。

3 提出書類◇◇

閲覧を行うことは差し支えない。また、本提出書類等は証拠物であり写し等の交付はできないが、これを撮影することは差し支えない。

参考様式 NO. 16

(決定書謄本の送付書(通知))

審査請求人・利害関係者・参与あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求に係る決定書の謄本の送付について(通知)

(事件番号) 雇用保険審査請求に対して、別添のとおり決定を行いましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項(第4項)の規定により、決定書の謄本を送付します。

参考様式 NO. 17

(審査請求の併合通知書 審査請求人・原処分庁・
利害関係者・参与あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

審査請求の併合について

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定により通知します。

記

1 審査請求人氏名

(1)

(2)

2 事件の表示

(1)

(2)

参考様式 NO. 18

(審査請求の分離通知書 審査請求人・原処分庁・
利害関係者・参与あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

審査請求の分離について

平成 年 月 付けで受理した に係る 処分取消審査請求事件については、審理の都合上、分離することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定により通知します。

記

1 審査請求人氏名

(1)

(2)

2 事件の表示

(1)

(2)

参考様式 NO. 19

(説明の聴取通知書 審査請求人・原処分庁あて)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

雇用保険審査請求事件にかかる説明の聴取について（通知）

雇用保険審査請求事件の審理のため、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定により説明を求めることとしていますので、下記のとおりお越しく下さい。

記

- 1 日時
平成 年 月 日 ()
- 2 場所
〇〇労働局雇用保険審査官
- 3 携行品
(1) 本状
(2) 印鑑
(3) 本人であることが確認できるもの
- 4 留意事項

参考様式 NO. 20

(原処分庁の意見書送付及び反論書等提出指示書(通知))

審査請求人あて 令第11条関係)

平成〇〇年〇審第〇〇号

平成 年 月 日

審査請求人 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局雇用保険審査官

原処分庁の意見書の送付及び同意見書に対する反論等について(通知)

貴殿より提出された雇用保険審査請求について、原処分庁から意見書の提出がありましたので、その副本を送付します。

同意見書に対して反論等がありましたら、下記のとおり反論書等を提出してください。反論がなければ提出の必要はありません。

記

1 原処分庁の意見書

2 反論書等の提出

(1) 提出期限

本通知を受けた日から 日以内

(2) 提出先

〇〇労働局雇用保険審査官

(3) 提出方法等

郵送又は持参

(注) この他決定が行われるまでは、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができます。

また、審理のための処分の申立ては文書に記載して又は口頭により陳述することにより行うことができます。